

彦根市特定健康診査受診率向上対策事業委託業務公募型プロポーザル実施要項

1 業務の概要

(1) 業務の名称

彦根市特定健康診査受診率向上対策事業委託業務

(2) 業務内容

彦根市特定健康診査受診率向上対策事業委託業務仕様書（案）（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日まで

(4) 予算額

9,735,000円（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すもの

2 参加資格要件

本業務に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 令和7年度彦根市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続きまたは民事再生法に基づく再生手続等開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 銀行取引停止となっていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。
- (7) 地方自治体あるいは健康保険組合が実施する特定健康診査受診率向上対策事業委託業務を請け負った実績を有すること。

3 スケジュール

事業者選定までの日程は以下のとおりとする。

| | |
|-------------|---------------------------|
| 公募開始 | 令和8年1月20日（火） |
| 参加申込書等の提出期間 | 令和8年1月20日（火）～令和8年2月5日（木） |
| 質問の受付期間 | 令和8年1月20日（火）～令和8年1月27日（火） |
| 質問への回答 | 令和8年2月3日（火） |
| 企画提案書等の提出期間 | 参加申込書等提出後～令和8年2月17日（火） |
| プレゼンテーション審査 | 令和8年2月27日（金） |

| | |
|-------|-------------|
| 結果通知 | 令和8年3月6日（金） |
| 契約手続き | 令和8年3月中 |

4 参加表明

プロポーザルに参加を希望する事業者は、「2 参加資格要件」を確認の上、以下に記載するとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式1）：1部
- ②会社の事業概要がわかる会社案内等の資料：1部
- ③業務受託実績書（様式2）と契約書の写しおよび概要がわかるもの：各1部
- ④事業者概要書（様式3）：1部

(2) 提出書類の提出場所および方法

① 受付時間

募集開始から令和8年2月5日（木）までの開庁日のうち、午前9時00分から午後4時45分まで（郵送の場合は同年2月5日（木）必着）。

② 提出方法および提出先

「10 担当部局」に持参または郵送にて提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒の表面に「彦根市特定健康診査受診率向上対策事業委託業務参加申込書在中」と朱書きし、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかにより送付すること。

5 質疑

本事業に関わる質問がある場合には質問書（様式4）を提出すること。

(1) 受付時間

募集開始から令和8年1月27日（火）までの開庁日のうち、午前9時00分から午後4時45分まで

(2) 提出方法および提出先

「10 担当部局」に持参または、電子メールにより提出すること。電子メールで提出の場合はメールのタイトルを「彦根市特定健康診査受診率向上対策事業委託業務」とすること。

(3) 質問への回答

令和8年2月3日（火）午後4時45分までに、他社からの質問も含めて質問書記載のメールアドレス宛に回答を送信する。また、彦根市ホームページにおいても公開する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式任意）：原本1部、写し4部

※仕様書の業務内容に掲げる事項について具体的な提案をするとともに、業務の実施手順および実施体制、業務スケジュール等を記載すること。

②業務責任者および担当者一覧（様式任意）：1部

③担当者の業務経歴書（様式任意）

④見積書および内訳書（様式任意）：原本1部、写し各4部

※見積書の見積もり額は、消費税および地方消費税を含んだ金額とし、消費税額等を明示すること。

(2) 提出期限

令和8年2月17日（火）午後4時45分まで（持参、郵送とともに必着）

(3) 提出方法および提出先

「10 担当部局」に持参または郵送にて提出すること。なお、郵送での提出の場は、封筒の表面に「彦根市特定健康診査受診率向上対策事業委託業務企画提案書在中」と朱書きし、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかにより送付すること。

7 審査方法

(1) 市職員で構成する彦根市特定健康診査受診率向上対策事業委託業務事業者選定委員会において審査を行い、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定する。また次点者も決定する。

(2) プрезентーション

企画提案内容を確認するため、プレゼンテーションおよび質疑応答を実施する。

① 実施日時

令和8年2月27日（金）

※詳細な開始時刻については、令和8年2月19日（木）までに電話または電子メールにて個別に通知する。

② 場所

彦根市役所 会議室2-1

（彦根市元町4番2号）

③ 企画提案の説明およびヒアリング

1社あたり45分程度（プレゼンテーション30分程度、質疑応答15分程度）

※プレゼンテーションは本業務の担当者が実施すること。

※PCやプロジェクター等プレゼンテーションに必要なものは各自で準備すること。ただし、会議室2-1の備品を使用することも可能とする。（プロジェクタースクリーンは使用可能）会議室2-1の備品を使用する場合は、事前に「10 担当部

局」に連絡をすること。

※提案した企画提案書以外の内容はプレゼンテーションしないこと。

(3) 審査結果

- ①審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し書面にて令和8年3月6日（金）までに通知する。
- ②委託候補者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、当該次点提案者を委託候補者として繰り上げる。

8 提案の無効

次の各号に一つでも該当する場合は、その者の提案は無効とする。

- (1) 提出書に虚偽の記載があるとき。
- (2) 所定の日時および場所に提案書を提出しないとき。
- (3) 「2 参加資格要件」に合致しないとき。
- (4) 2件以上の提案をしたとき。
- (5) 提案に対し談合等の不正があったとき。
- (6) その他、彦根市が提示した事項および本提案に関する条件に違反したとき。
- (7) 提案額が予算額を超えたとき。

9 その他

- (1) この事業に応募するために掛かる経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提案書類の言語は日本語を用いることとし、通貨は円とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 参加者から提案された企画提案書類は当該審査以外で提案者に無断で使用することはない。
- (5) 参加表明書または企画提案書を提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、辞退することにより、今後の彦根市との契約等に不利益な取り扱いをするものではない。
- (6) 本業務に参加する者は、優先契約候補者決定後において、本実施要項等の内容について不明、または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

10 担当部局（書類提出先・問合せ先）

彦根市保険年金課医療保険係（担当：矢野、坂田）

〒522-8501 彦根市元町4番2号

T E L : 0749-30-6112 F A X : 0749-22-1398

メールアドレス : hokennenkin@ma.city.hikone.shiga.jp